

WideAngle プロフェッショナルサービス あんしんモバイルセキュリティ利用規約【現改比較表】

2023年11月1日現在

～2023年10月31日

2023年11月1日～

～2023年10月31日	2023年11月1日～
<p>第5条 定義</p> <p>本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。</p>	<p>第5条 定義</p> <p>本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。</p>
<p>(2) 提携事業者とは、次の各号に該当する者をいいます。</p>	<p>(2) 提携事業者とは、次の各号に該当する者をいいます。</p>
<p>①本サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者（以下、「再委託先」といいます。）</p> <p>②本サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者</p>	<p>①本サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者（以下「再委託先」といいます。）</p> <p>②本サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者</p>
<p>(3) 「本サービス」とは、契約者のスマートデバイス (iOS、Android) に対し、Mobile Threat Defence (MTD) を用いてセキュリティ保護機能を提供するものです。</p>	<p>(3) 「本サービス」とは、契約者のスマートデバイス (iOS、Android) に対し、Mobile Threat Defence (MTD) を用いてセキュリティ保護機能を提供するものです。</p>
<p>(4) 「サービス仕様書」とは、本サービスの機能の詳細を記載したものであり、当社のWebサイト上 (https://support.ntt.com/wideangle-ech) に掲載されているものを指します。</p>	<p>(4) 「サービス仕様書」とは、本サービスの機能の詳細を記載したものであり、当社のWebサイト上 (https://support.ntt.com/wideangle-mtd) に掲載されているものを指します。</p>
<p>※以下、必要に応じて文言の定義を追加ください。</p>	<p><u>(6) 「無償期間」とは、利用開始日から起算して31日間の利用料金が発生しない期間をいいます。</u></p>
<p>※以下、必要に応じて文言の定義を追加ください。</p>	<p><u>削除</u></p>
<p>第6条 申込みと承諾</p>	<p>第6条 申込みと承諾</p>

<p>3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。</p> <p>(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき</p> <p>(2) 本サービスの申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき</p> <p>(3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき</p> <p>(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき</p> <p>(5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき</p> <p>(6) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき</p> <p>(7) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき</p>	<p>3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。</p> <p>(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき。</p> <p>(2) 本サービスの申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。</p> <p>(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき。</p> <p>(5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき。</p> <p>(6) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき。</p> <p>(7) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。</p>
<p><u>第7条——最低利用期間</u></p>	<p><u>第7条——最低利用期間 削除</u></p>
<p><u>別紙に特段の定めがない限り、契約者は、第2項に定める期間（以下「最低利用期間」といいます。）内に本サービスにかかる契約の解約があった場合は、当該解約があった日から最低利用期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金を一括して支払うものとします。</u></p>	
<p><u>2——前項の最低利用期間は、無償期間終了後の1ヶ月とします。なお、無償期間は利用開始日から起算して利用開始月の月末までとします。</u></p>	
<p>第8条 契約者の地位の承継</p>	<p>第7条 契約者の地位の承継</p>
<p>第9条 氏名等の変更の届出</p>	<p>第8条 氏名等の変更の届出</p>

第10条 契約上の地位の譲渡	第9条 契約上の地位の譲渡
第11条 契約者が行う本契約の解約	第10条 契約者が行う本契約の解約
第12条 当社が行う本契約の解約	第11条 当社が行う本契約の解約
<p>当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。</p> <p>(1) 第14条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。</p> <p>(2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金または手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。</p> <p>(3) 契約者が第6条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。</p> <p>(4) 本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。</p> <p>(5) 契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき</p>	<p>当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。</p> <p>(1) 第13条 (利用停止) の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。</p> <p>(2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金または手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。</p> <p>(3) 契約者が第6条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。</p> <p>(4) 本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。</p> <p>(5) 契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき。</p>

<p>2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせず、本契約を解約することがあります。</p> <p>(1) 緊急またはやむを得ない場合</p> <p>(2) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。</p> <p>(3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき。</p> <p>(4) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。</p> <p>(5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。</p> <p>(6) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。</p>	<p>2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせず、本契約を解約することがあります。</p> <p>(1) 緊急またはやむを得ない場合。</p> <p>(2) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。</p> <p>(3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき。</p> <p>(4) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。</p> <p>(5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。</p> <p>(6) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。</p>
<p>3 当社は、第13条（利用中止）(6)の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約することがあります。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約を一部もしくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p>	<p>3 当社は、第12条（利用中止）(6)の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約することがあります。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約を一部もしくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p>

<p>4 前項により契約の全部が解約されたときは、第7条の規定は適用しません。ただし、本項の規定は当該解約前に契約者に生じた債務を免除するものではありません。</p>	<p>削除</p>
<p>第13条 利用中止</p>	<p>第12条 利用中止</p>
<p>第14条 利用停止</p>	<p>第13条 利用停止</p>
<p>第15条 利用の制限</p>	<p>第14条 利用の制限</p>
<p>第16条 料金</p>	<p>第15条 料金</p>
<p>第17条 料金の支払義務</p>	<p>第16条 料金の支払義務</p>
<p>契約者は、本規約に基づいて当社が契約者に本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。</p>	<p>契約者は、本規約に基づいて無償期間の最終日の翌日から起算して、契約の解約があった日までの期間（課金を開始した日と解約または廃止のあった日が同一の日である場合は1日間とします。）について、利用料金の支払を要します。</p>
<p>第18条 延滞利息</p>	<p>第17条 延滞利息</p>
<p>第19条 データに関する責任</p>	<p>第18条 データに関する責任</p>
<p>第25条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）および本サービスの利用により生成、提供または伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損もしくは漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。</p>	<p>第23条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）および本サービスの利用により生成、提供または伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損もしくは漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。</p>
<p>第20条 データの確認・複製</p>	<p>第19条 データの確認・複製</p>

<p>3 当社は前項に加え、保存データおよび生成等データのうち、複数の契約者に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ <u>(以下「統計データ」という)</u>に加工した上で、以下の目的において、自ら利用し、第三者に提供することができます。</p> <p>(1) 利用する情報：本サービスの提供を通じて得られる、不正アクセス<u>又</u>は不正プログラムの手法<u>及び</u>それらの発信元に関する情報</p> <p>(2) 利用する目的：セキュリティに関する啓発を目的として、本サービスの契約者が特定されない態様に加工した上で、レポート等にまとめ公表すること。</p>	<p>3 当社は前項に加え、保存データおよび生成等データのうち、複数の契約者に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ <u>(以下「統計データ」といいます。)</u>に加工した上で、以下の目的において、自ら利用し、第三者に提供することができます。</p> <p>(1) 利用する情報：本サービスの提供を通じて得られる、不正アクセス<u>また</u>は不正プログラムの手法<u>および</u>それらの発信元に関する情報</p> <p>(2) 利用する目的：セキュリティに関する啓発を目的として、本サービスの契約者が特定されない態様に加工した上で、レポート等にまとめ公表すること。</p>
<p>第21条 データの利用</p>	<p>第20条 データの利用</p>
<p>当社は、以下に定める情報を以下の目的の範囲内で利用することがあります。</p> <p>(1) 利用する情報：お客様のスマートデバイスによって生成されCrowdStrikeシステムに送られたデータ、問い合わせ情報、申込情報、<u>カスタマーポータル</u>経由で流通される情報</p> <p>(2)利用する目的は下記となります。</p> <p>(a) 本サービスを提供するため</p> <p>(b) 本サービスの開発<u>及び</u>改善のため</p> <p>(c) 当社または当社の関連会社が提供するサービスに対して、セキュリティ対策のデータとして利用するため</p> <p>(d) 当社の関連会社と共有し解析を行うことにより、契約者の利用する本サービスの有用性を高めるため</p>	<p>当社は、以下に定める情報を以下の目的の範囲内で利用することがあります。</p> <p>(1) 利用する情報：お客様のスマートデバイスによって生成されCrowdStrikeシステムに送られたデータ、問い合わせ情報、申込情報、<u>カスタマーポータル</u>経由で流通される情報</p> <p>(2) 利用する目的は下記となります。</p> <p>(a) 本サービスを提供するため</p> <p>(b) 本サービスの開発<u>および</u>改善のため</p> <p>(c) 当社または当社の関連会社が提供するサービスに対して、セキュリティ対策のデータとして利用するため</p> <p>(d) 当社の関連会社と共有し解析を行うことにより、契約者の利用する本サービスの有用性を高めるため</p>
<p>第22条 データの削除</p>	<p>第21条 データの削除</p>

<p>当社は、第28条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第11条（契約者が行う本契約の解約）または第12条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者または第三者に発生した直接または間接の損害についての責任を負わないものとします。</p>	<p>当社は、第26条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第10条（契約者が行う本契約の解約）または第11条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者または第三者に発生した直接または間接の損害についての責任を負わないものとします。</p>
<p>第23条 データのバックアップ</p>	<p>第22条 データのバックアップ</p>
<p>契約者は、自らの責任で保存データおよび生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップを行った際の方法およびその結果について責任も負わないものとします。</p>	<p>契約者は、自らの責任で保存データおよび生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップを行った際の方法およびその結果について責任も負わないものとします。</p>
<p>第24条 責任の制限</p>	<p>第23条 責任の制限</p>
<p>第25条 サービスレベル合意書の適用</p>	<p>第24条 サービスレベル合意書の適用</p>
<p>第26条 免責</p>	<p>第25条 免責</p>
<p>5 <u>5</u> 当社は、本サービスの提供に必要であるCrowdStrike社の提供するサービスに起因して発生する損害（設備の不具合・故障等によって利用不可になった場合を含みますがこれらに限りません）について、一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>5 当社は、本サービスの提供に必要であるCrowdStrike社の提供するサービスに起因して発生する損害（設備の不具合・故障等によって利用不可になった場合を含みますがこれらに限りません）について、一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>第27条 本サービスの廃止</p>	<p>第26条 本サービスの廃止</p>
<p>第28条 法令に規定する事項</p>	<p>第27条 法令に規定する事項</p>
<p>第29条 契約者の義務</p>	<p>第28条 契約者の義務</p>

<p>契約者は次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) 当社または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと</p> <p>(2) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと</p> <p>(3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと</p> <p>(4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと</p> <p>(5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用または運営に支障を与える行為をしないこと</p> <p>(6) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと</p> <p>(7) 利用申込みの際またはその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること</p> <p>(8) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと</p> <p>(9) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと</p> <p>(10) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと</p>	<p>契約者は次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) 当社または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと</p> <p>(2) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと</p> <p>(3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと</p> <p>(4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと</p> <p>(5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用または運営に支障を与える行為をしないこと</p> <p>(6) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと</p> <p>(7) 利用申込みの際またはその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること</p> <p>(8) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと</p> <p>(9) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器および武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと</p> <p>(10) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと</p>
<p>第30条 契約者の協力義務</p>	<p>第29条 契約者の協力義務</p>
<p>第31条 契約者に対する通知</p>	<p>第30条 契約者に対する通知</p>
<p>第32条 当社の知的財産権</p>	<p>第31条 当社の知的財産権</p>

<p>2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。</p> <p>(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。</p> <p>(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと。</p> <p>(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。</p> <p>(4) 当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと</p>	<p>2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。</p> <p>(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。</p> <p>(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと。</p> <p>(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。</p> <p>(4) 当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと。</p>
<p>第33条 個人情報の取扱い</p>	<p>第32条 個人情報の取扱い</p>
<p>当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」 (https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html) によります。</p>	<p>当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」 (https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html) によります。</p>
<p>第34条 通信ログの取扱い</p>	<p>第33条 通信ログの取扱い</p>
<p>第35条 第三者への委託</p>	<p>第34条 第三者への委託</p>
<p>2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第25条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。</p>	<p>2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第23条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。</p>
<p>第36条 承諾の限界</p>	<p>第35条 承諾の限界</p>
<p>当社は、第6条（申込みと承諾）に定めるほか、契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なときまたは当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。</p>	<p>当社は、第6条（申込みと承諾）に定めるほか、契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なときまたは当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。</p>
<p>第37条 管轄裁判所</p>	<p>第36条 管轄裁判所</p>
<p>第38条 分離可能性</p>	<p>第37条 分離可能性</p>
<p>第39条 準拠法</p>	<p>第38条 準拠法</p>

別紙1 料金表	別紙1 料金表
<p>1 当社は、契約者が本サービスにかかる契約に基づき支払う料金等のうち、利用料金を料金月にしたがって計算します。この場合、当社は、別冊に特段の定めがない限り、協定世界時を用いて利用料金を計算します。</p>	<p>1 当社は、契約者が本サービスにかかる契約に基づき支払う料金等のうち、利用料金を料金月にしたがって計算します。この場合、当社は、別冊に特段の定めがない限り、協定世界時を用いて利用料金を計算します。<u>「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。</u></p>
	<p>2 <u>一の契約者ごとに初めて締結された本契約に限り、利用開始日から起算して31日間を無償期間とし、その翌日から課金を開始します。なお、当該無償期間内での追加の契約IDについても、当該無償期間中に限り、利用料金は発生しないものとし、無償期間終了後は利用料金が発生します（無償期間終了後に新たな契約IDを追加した場合は、利用料金が発生します）。</u></p>
<p>2 当社は、別冊に別段の定めがない限り、1の契約IDごとに1の料金月に発生した利用料金を合算して、その料金月における料金として請求します。</p>	<p>3 当社は、別冊に別段の定めがない限り、1の契約IDごとに1の料金月に発生した利用料金を合算して、その料金月における料金として請求します。</p>
<p>3 当社は、別冊に別段の定めがない限り、<u>利用料金を日割りしません。</u></p>	<p>4 当社は、次の場合が生じたときは、<u>利用料金をその利用日数に応じて日割します。</u></p> <p>(1) <u>料金月の初日以外の日</u>に本サービスの課金開始または本契約の解除があったとき。</p> <p>(2) <u>料金月の初日</u>に本サービスの提供の開始を行い、その日にその契約の解除があったとき。</p> <p>(3) <u>料金月の初日以外の日</u>に契約IDの増加または減少により利用料金の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の利用料金は、その増加または減少のあった日から適用します。</p>
	<p>5 <u>利用料金の日割は、料金月の日数により行います。</u></p>
<p>4 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、通則1の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の清算は、最終料金月において行います。</p>	<p>6 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、通則1の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の清算は、最終料金月において行います。</p>

<p><u>5</u> 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。この場合、当社は、<u>通則3の規定にかかわらず</u>、日割計算により利用料金を調整することがあります。</p>	<p><u>7</u> 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。この場合、当社は、日割計算により利用料金を調整することがあります。</p>
<p><u>6</u> 当社は、本サービスにかかる契約の解除後または別冊等に定めるメニュー等の提供の終了後にメニュー等の利用が発生した場合、その利用に基づく料金等を契約者に請求します。</p>	<p><u>8</u> 当社は、本サービスにかかる契約の解除後または別冊等に定めるメニュー等の提供の終了後にメニュー等の利用が発生した場合、その利用に基づく料金等を契約者に請求します。</p>
<p><u>7</u> 別段の定めがない限り、当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p>	<p><u>9</u> 別段の定めがない限り、当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p>
<p><u>8</u> 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金等を支払っていただきます。</p>	<p><u>10</u> 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金等を支払っていただきます。</p>
<p><u>9</u> 料金等は、支払期日の到来する順序にしたがって支払っていただきます。</p>	<p><u>11</u> 料金等は、支払期日の到来する順序にしたがって支払っていただきます。</p>
<p><u>10</u> 当社は、当社に特別の<u>事業</u>がある場合は、<u>通則8</u>および<u>9</u>の規定にかかわらず、契約者の同意を得て、2以上の料金月分の料金等を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。</p>	<p><u>12</u> 当社は、当社に特別の<u>事情</u>がある場合は、<u>通則10</u>および<u>11</u>の規定にかかわらず、契約者の同意を得て、2以上の料金月分の料金等を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。</p>
<p><u>11</u> 当社は、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金等でその過払金を相殺して返還することがあります。</p>	<p><u>13</u> 当社は、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金等でその過払金を相殺して返還することがあります。</p>
<p><u>12</u> 当社は、料金等について、契約者が希望する場合には、利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。</p>	<p><u>14</u> 当社は、料金等について、契約者が希望する場合には、利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。</p>
<p><u>13</u> 本規約により支払いを要するものと定められている料金等の額は、共通編もしくは別冊に定める料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。</p>	<p><u>15</u> 本規約により支払いを要するものと定められている料金等の額は、共通編もしくは別冊に定める料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。</p>

<p>14 通則13の算定方法により支払いを要することとなった額は、共通編もしくは別冊に定める料金表に表示された額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。）の合計と異なる場合があります。</p>	<p>16 通則15の算定方法により支払いを要することとなった額は、共通編もしくは別冊に定める料金表に表示された額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。）の合計と異なる場合があります。</p>
<p>15 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。</p>	<p>17 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。</p>
<p>16 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。</p>	<p>18 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。</p>
<p>17 当社は、料金等の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。</p>	<p>19 当社は、料金等の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。</p>
<p>(料金等の臨時減免)</p>	<p>(料金表)</p>
<p>18 下表に定めるものとします。</p>	<p>20 下表に定めるものとします。</p>
<p>月額 200円/ID (10ID 単位での契約)</p>	<p>月額 200円/ID (1ID 単位での契約)</p>